

「横浜市の債権の管理等に関する規則」の一部改正に関する意見公募について

「横浜市の債権の管理等に関する規則（平成30年3月23日規則第16号）」について、一部改正することを予定しています。

この一部改正は、すでに第12条第4項各号において定められている履行延期の特約等に付する条件について、弁済金の充当を主管課長等が指定する旨、新たな規定を追加するものです。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和5年12月8日（金）から令和6年1月9日（火）まで

2 意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：za-chosyu@city.yokohama.jp

横浜市財政局徴収対策課債権管理・回収促進担当 意見公募担当 あて

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局徴収対策課債権管理・回収促進担当 意見公募担当 あて

(3) F A Xの場合

F A X番号：045-641-2775

横浜市財政局徴収対策課債権管理・回収促進担当 意見公募担当 あて

3 注意事項

(1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

(2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、御了承ください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問合せ先

横浜市財政局徴収対策課債権管理・回収促進担当 意見公募担当

電話番号：045-671-3869